

平成十八年文部科学省令第二十九号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定放射光施設の共用の促進に関する法律施行規則(平成六年總理府令第五十一号)の全部を改正する省令を次のように定める。(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

(法第二条に規定する文部科学省令で定める施設)

法第二条第三項の文部科学省令で定める施設は、放射光を放射する電子ビーム又は陽電子ビームのエミッターンス(当該電子ビーム又は陽電子ビームの中心から当該電子ビーム又は陽電子ビーム中の電子又は陽電子までの距離の標準偏差に当該電子ビーム又は陽電子ビームの分散角度の標準偏差を乗じた値をいう。)を三十分メートル・ラジアン以下にする能力を有する施設とする。

法第二条第四項の文部科学省令で定める施設は、倍精度浮動小数点演算を毎秒四百ペタ回以上実行する能力を有する超高速電子計算機が設置されている施設とする。

法第二条第五項の文部科学省令で定める施設は、中性子線を発生させるために原子核に衝突させる陽子のエネルギーを三ギガ電子ボルト以上にする能力を有する施設とする。

法第二条第九項の文部科学省令で定める施設は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(第四条第四項第六号及び第十六条第六項第九号において「高エネルギー加速器研究機構」という。)により設置される施設とする。

(量子科学技術研究開発機構、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の認可の申請)

第三条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量子科学技術研究開発機構」という。)は、法第六条第一項前段の規定により実施計画の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、実施計画を文部科学大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の規定は、国立研究開発法人理化学研究所(以下「理化学研究所」という。)について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは、「第六条第三項前段」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは、「第六条第五項において準用する同条第一項前段」とあるものとする。

4 第一項の規定は、特定先端大型研究施設の設置者が作成する実施計画の記載事項

5 第一項の規定は、特定放射光施設が作成する特定放射光施設の運転に関する事項

6 第一項の規定は、一般財團法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項

7 第一項の規定は、その他必要な事項

8 第一項の規定は、放射光共用施設の建設及び維持管理に関する事項

9 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

10 第一項の規定は、放射光共用施設の利用条件に関する事項

11 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

12 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

13 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

14 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

15 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

16 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

17 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

18 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

19 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

20 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

21 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

22 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

23 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

24 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

25 第一項の規定は、放射光共用施設の運転に関する事項

へ 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項

四 施設利用研究を行う者に対する超高速電子計算機の供用に関する計画

五 特定高速電子計算機施設の利用条件に関する事項

六 利用促進業務に関する次に掲げる事項

七 その他の必要な事項

八 特定高速電子計算機施設を利用して重ねを行なうべき研究等の分野に関する事項

九 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十 特定高速電子計算機施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する事項

十一 特定高速電子計算機施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する事項

十二 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十三 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十四 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十五 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十六 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十七 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十八 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十九 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

三 特定高速電子計算機施設の運転に関する計画

四 施設利用研究を行う者に対する超高速電子計算機の供用に関する計画

五 特定高速電子計算機施設の利用条件に関する事項

六 利用促進業務に関する次に掲げる事項

七 その他の必要な事項

八 特定高速電子計算機施設を利用して重ねを行なうべき研究等の分野に関する事項

九 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十 特定高速電子計算機施設を利用して研究等を行う者に対する研究等に関する事項

十一 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十二 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十三 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十四 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十五 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十六 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十七 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十八 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

十九 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

二十 特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項

- (2) 基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する中性子線共用施設の利用時間の配分に関する事項

 - 二 中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画
 - ハ 中性子線共用施設の利用時間の設定に関する事項
 - 二 中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定の実施並びに中性子線専用施設を利用して研究等を行う者(中性子線専用施設を設置する者を除く。第十六条第六項第二号において同じ。)の募集及び選定の支援の実施に関する計画
 - ホ 利用支援業務の実施に関する計画
 - ヘ 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他の利用支援業務の充実のための措置に関する事項
 - 六 高エネルギー加速器研究機構との連携に関する事項
 - 七 その他必要な事項

(量子科学技術研究開発機構、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請)

第五条 量子科学技術研究開発機構は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第三項後段」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第五項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。

(登録手続)

第六条 法第八条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 利用促進業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

ハ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録）

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 資産に関する調書

三 登録を受けようとする者が法第十条各号のいずれにも該当しないことを説明する書類

四 利用者選定業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び経歴を記載した書類並びに専任の管理者の雇用契約書の写しその他申請者の専任の管理者に対する使用関係を証する書類

五 研究実施相談者及び安全管理者の氏名を記載した書類

六 研究実施相談者及び安全管理者が、それぞれ法第十一条第一項第二号の表の特定放射光施設又は特定中性子線施設の項の下欄各号に規定する知識経験を有することを証する書類

七 研究実施相談者及び安全管理者の雇用契約書の写しその他申請者の研究実施相談者及び安全管理者に対する使用関係を証する書類

ハ 特定高速電子計算機施設に係る第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 申款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

ハ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録）

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 資産に関する調書

三 登録を受けようとすると者が法第十条各号のいずれにも該当しないことを説明する書類

四 利用者選定業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び経歴を記載した書類並びに専任の管理者の雇用契約書の写しその他申請者の専任の管理者に対する使用関係を証する書類

五 研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者の氏名を記載した書類

六 研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者が、それぞれ法第十二条第一項第二号の表の特定高速電子計算機施設の項目の下欄各号に規定する知識経験を有することを証する書類

七 研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者の雇用契約書の写しその他申請者の研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者に対する使用関係を証する書類

八 文部科学大臣は、登録をしたときは、法第七条第一項各号に掲げる事項を当該登録施設利用促進機関が業務を行う特定先端大型研究施設の設置者に通知するものとする。

(登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施)

九 文部科学大臣は、登録施設利用促進機間に利用促進業務を行わせるときは、あらかじめ、当該登録施設利用促進機関が業務を行う特定先端大型研究施設の設置者及び当該登録施設利用促進機間に次に掲げる事項を通知するものとする。

一 法第十二条第二項各号に掲げる事項

二 登録施設利用促進機関が行う利用促進業務の内容

三 登録施設利用促進機関が利用促進業務を開始する日

四 文部科学大臣は、登録施設利用促進機間に利用促進業務を行わせようとする場合において、必要があると認めるときは、登録施設利用促進機関に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(利用支援業務担当者の数)

五 第八条 法第十二条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。

特定先端大型研究施設を利用する支援業務数	の区分
1	文部科学大臣
2	文部科学大臣

備考 1 申請者が法人の場合にあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 2 封紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式一(提出書類の範囲)	
特許庁大型研究費のうち研究者等の公用に係る部分の利用実績報告書	
年 月 日	
文 部 科 学 大 会 報	
申 請 者 氏 名	
内	
特別な理由で申請者の本業外に係る公的研究開発活動を主な目的とする場合は、この欄に「○」を記入し、内halbに該欄に記載する。ただし、内halbに該欄に記載する。ただし、内halbに該欄に記載する。ただし、内halbに該欄に記載する。ただし、内halbに該欄に記載する。	
1. 利用した内容及び結果	
2. 利用した機器	
3. 利用した相談	
■ (注) 申請者の法人の場合はあっては、「申請者の氏名」については、法人の名称	

及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2 無紙の大きさは、日本産業規格JISとすること。

別記様式第二(第21条添付)	
(表) (二)	
各 種 公 開 大 型 研 究 施 設 の 周 辺 に 在 る 建 物 等 の 登 記 事 件 申 出 用 書	
官 署 名 字 氏 年 月 文 部 科 学 大 区 行 使 印	
(表) (三)	